

公益財団法人岡山県体育協会情報公開規程施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人岡山県体育協会情報公開規程第13条の規定による文書等の開示の方法、第14条の規定による公文書の写しの交付に要する費用の額等、代表理事が管理する公文書の開示 に関し必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第2条 次の各号に掲げる電磁的記録についての公益財団法人岡山県体育協会情報公開規程第13条の代表理事が定める方法は、それぞれ当該 各号に定める方法とする。

(1) ビデオテープ又は録音テープ 視聴若しくは聴取又は複製物の交付の方法

(2) 前号に該当するもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの 閲覧又は交付の方法

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を保有する処理装置及びプログラムにより専用 機器に出力したものを閲覧させ、若しくは視聴させ、又はフロッピーディスク若しくはその他の電 磁的記録媒体に複製することが容易であるときは、当該電磁的記録の閲覧若しくは視聴又は当該複製物の交付により開示を行うことができる。

(開示の実施)

第3条 公文書の全部又は一部を開示する旨の決定の通知を受けたものは、代表理事が指定する日時及び 場所において、当該決定に係る公文書の開示を受けなければならない。

2 前項の場合において、公文書を閲覧するものは、当該公文書を丁寧に扱うこととし、それを 改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

3 代表理事は、前項の規定に違反したもの又は違反するおそれのあるものに対して、公文書の閲覧を中 止させ、又は禁止することができる。

4 公文書の写しの交付の部数は、公文書1件につき1部とする。

(公文書の写しの交付に要する費用の額等)

第4条 代表理事は、前条の規定により文書等の開示を受けるものに対し、別表に定める額の負担を求め るものとする。

2 公文書の写しの交付に要する費用は、前納とする。

別表 (第4条関係)

公文書の種類	写しの交付の方法	金額
1 文書、図面又は写真	イ 乾式複写機による写し(単色刷りのものに限る。)	1枚につき20円
	ロ 乾式複写機による写し以外のもの	写しの作成に要する費用に相当する額
2 ビデオテープ	ビデオカセットテープに複製したもの	1巻につき110円 (ビデオテープ代金を除く。)

3 録音テープ	録音カセットテープに複製したもの	1巻につき90円 (カセットテープ代金を除く。)
4 電磁的記録(2の項又は3の項に該当するものを除く。)	イ 印刷物として出力したもの	1枚につき20円
	ロ フロッピーディスクに複製したもの	1巻につき20円

備考

- 1 1の項イの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。
- 2 1の項イの場合において、用紙は、原則として、日本工業規格 A 列三番までの大きさのものを用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合は、日本工業規格 A 列三番による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を計算するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成17年6月13日から施行する。
- 2 この規則は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。